

水害に備えましょう

近年、大型台風等により大規模水害が発生する危険性が高まっています。水害は、事前に情報を収集して早めに避難することで身を守ることができる災害です。いざというときに落ち着いて行動できるよう、日ごろから水害に対する知識を身につけ、準備しましょう。

問合せ 防災課防災管理係 ☎内線492

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、避難場所の密集回避にご協力を

荒川が氾濫する危険性が高い場合、区では避難場所を開設します。しかし、避難場所に多くの方が避難すると、人が密集する状況が発生し、感染の危険性が高まってしまう。感染拡大を防ぐため、浸水の恐れがない親戚・知人宅等へ

の避難や、自宅の浸水の恐れがない階層への避難等を最優先に考え、避難場所の密集回避にご協力をお願いします。やむをえず避難場所に避難する際は、マスクの着用等、感染予防対策をしましょう。



自宅が浸水するか確認しましょう

荒川が氾濫した場合、区内の大部分が浸水します。「荒川区防災地図（水害版）」等で、事前に想定される浸水の深さと浸水しない階層を確認しましょう。

情報の収集方法を確認しましょう

荒川区ホームページ、荒川区公式ツイッター・フェイスブック、テレビのデータ放送等で、区が発信する避難情報や避難場所の開設情報等を確認できます。

テレビのデータ放送はテレビリモコンの **d** ボタンを押すと確認できますので、事前に使い方を確認しましょう。

避難方法・避難場所を確認しましょう

浸水の恐れがある地域に住んでいる方は、避難方法や避難場所を確認しましょう。なお、浸水の恐れがない地域に住んでいる方は、避難は不要です。自宅にとどまりましょう。

- 浸水の恐れがない地域に親戚・知人宅等がある場合は、早めに避難しましょう
- 浸水の恐れがないおおむね3階以上の階層に住んでいる方は、自宅にとどまりましょう
- 上記以外の方は、区が発信する情報に基づき、区が開設する避難場所等へ避難しましょう



4・5面で「水害に備えて日ごろから確認しましょう」を紹介します

▶水害から身を守るために



荒川区長
にしがわ たいいちろう
西川 太一郎

昨年、超大型の台風第19号が上陸した際、区は災害対策本部を設置してその対応に当たりました。その際の教訓を踏まえ、令和2年2月に「荒川区風水害対応方針」を策定し、体制強化を着実に進めてまいります。一方、今年に入り新型コロナウイルスの感染が全国で拡大しております。いまだに感染が収束しない中で、大規模水害が発生した場合、区が開設する避難場所は密集した状態となり、感染リスクが高まること予想されます。大規模化する水害、そして新型コロナウイルスに立ち向かっていくためには、「自助」「共助」「公助」が一体となつて対応していくことが重要です。区民の皆様におかれましては、「自分の身は自分で守る」という「自助」の意識のもと、水害に備えて、日ごろから避難方法や情報収集方法等をご確認ください。そして、水害時には、浸水の恐れがない親戚・知人宅への避難や自宅の浸水の恐れがない階層への避難等を最優先に考え、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、人々の密集が予想される避難場所への避難を可能な限り避けていただきますよう、ご協力をお願いいたします。区は、今後とも区民の皆様のご生命と財産を守る対策を強化して参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和元年度下半期

区の財政状況

区では、財政状況を年2回公表しています。今号では、令和元年度下半期(令和元年10月1日~令和2年3月31日)の財政状況をお知らせします。

※金額は、表示単位未満を四捨五入しているため、各項目を集計したものと合計金額が一致しないことがあります。また、令和2年3月31日現在のものであり、出納整理期間(令和2年4月1日~5月31日)の数字は含まれません。そのため、最終的な決算額とは異なります

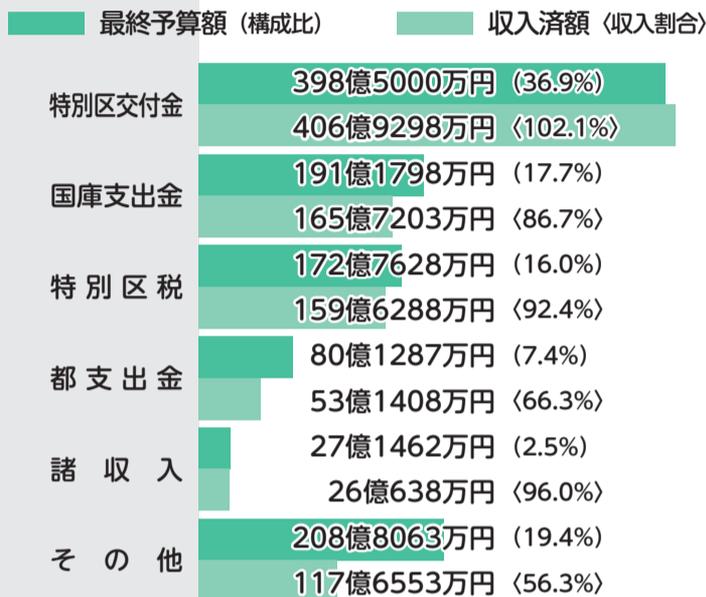
問合せ 財政課 ☎内線2124

令和元年度の執行状況

一般会計 最終予算額：1078億5238万円

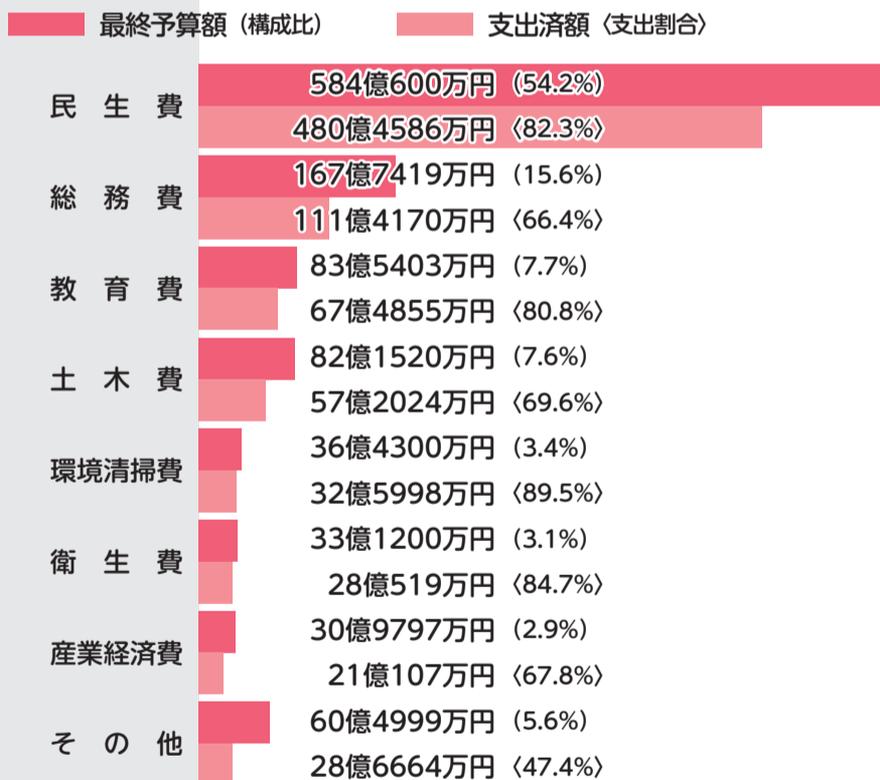
歳入

歳入計：929億1390万円



歳出

歳出計：826億8923万円



特別会計

特別会計は、特定の事業を行う場合等に、一般会計とは別に経理することにより、その収支を明確にするための会計です。区では、次の3つの特別会計を設けています。



基金の現在高

区では、将来、資金が必要になるときに備えて基金を積み立てています。基金には財源の年度間調整のための財政調整基金のほかに、公共施設や義務教育施設の整備等、特定の目的のための基金があります。

合計 382億5809万円

※前年同期に比べ、29億7859万円増加

区民1人当たりの基金 17万6169円 ※前年同期に比べ、1万2886円増加
1世帯当たりの基金 32万6064円 ※前年同期に比べ、2万2613円増加

特別区債の現在高

特別区債は、学校の大規模改修や道路の整備等、一時的に多額の支出を必要とするときに資金を借り入れるもので、暮らしの身近なところに活用しています。現在だけでなく、将来の区民も負担し、世代間の公平を図るという趣旨で発行しています。

合計 169億1621万円

※前年同期に比べ、7476万円減少

区民1人当たりの区債 7万7895円 ※前年同期に比べ、744円減少
1世帯当たりの区債 14万4173円 ※前年同期に比べ、1972円減少

区有財産の現状

種類	数量・金額
土地	62万9985.55㎡ 1017億9434万円
建物	44万2908.93㎡ 559億2960万円
工作物	18億5601万円
基金	382億5809万円
物品	27億7656万円
その他(有価証券等)	54億8973万円
合計	2061億433万円

特別区税負担の概要

令和元年度分として課税した特別区税の額は、178億9533万円です。区民1人当たり、1世帯当たりの負担額を計算すると、次のとおりです。

区民1人当たりの負担額 8万2404円 ※前年同期に比べ、1759円増加
1世帯当たりの負担額 15万2517円 ※前年同期に比べ、2644円増加

一時借入金の借入状況

一時借入金とは、区がさまざまな事業を行ううえで、収入と支出の時期のずれから一時的に現金が不足するときに、年度内に返済することを条件として金融機関等から借入れを行う制度です。

令和元年度下半期の借入状況は0円となっています。

税を有効に活用しています

令和元年度の一般会計歳出の支出済額を1000円に換算して目的別に表すと、下記のとおりです。

民生費	581円	高齢者・障がい者等の福祉や子育て支援のために
総務費	135円	安全・安心や区民施設の運営、文化振興等のために
教育費	82円	学校や幼稚園の運営等のために
土木費	69円	公園や道路の整備、再開発等の街づくりのために
環境清掃費	39円	清掃や環境保護、リサイクル事業等のために
衛生費	34円	区民の皆さんの健康を守ることに
産業経済費	25円	産業や観光の振興、就労支援等のために
議会費	7円	議会の運営等のために
その他	28円	区債や基金の管理等のために

あらかわ 情報の森

費用の記載がない事業は無料です

はがき・ファクス・電子メール等の記入事項

- ①事業・イベント名
- ②〒住所*
- ③氏名(ふりがな)
- ④電話番号
- ⑤以降にその他の必要事項(各記事に明示)

●往復はがきは、返信面に住所・氏名を記入
●電子メールは、件名に事業・イベント名を入力
●指定がない限り、申し込みは1人(1グループ)1枚
●宛先は、各記事の申し込み先へ

*区内在勤・在学の方は、②で勤務先(住所)・学校名を記入してください

お知らせ

東日暮里・西日暮里ふれあい館が休館

日・所 ▶ 8月23日(日)…東日暮里ふれあい館 ▶ 8月30日(日)…西日暮里ふれあい館
 関 職員研修
 関 ▶ 東日暮里ふれあい館
 ☎ (3807) 6383
 ▶ 西日暮里ふれあい館
 ☎ (3819) 6945

暮らし

ひきこもりの家族がいる方の傾聴・交流サロン

日 6月27日(土) 時 午後2時～4時
 所 荒川区社会福祉協議会3階活動サロン
 関 不登校・ひきこもり・発達障がいの方の家族等 人10人(申込順) 費500円(本人は無料)
 申 6月21日(日)から電話・ファクス・電子メールで、3面上段を参照し①～④の記入事項を、荒川区社会福祉協議会へ
 ☎ (3802) 3338
 FAX (3802) 3831
 電 jigy@arakawa-shakyo.or.jp

社会福祉士による成年後見制度説明会(基礎編)

日 7月1日(水) 時 午後1時30分～3時
 所・申 あんしんサポートあらかわ(荒川区社会福祉協議会内)

☎ (3802) 3396
 FAX (3891) 5290

司法書士による相続・遺言・空き家問題無料相談会

日 7月6日(月) 時 午後6時30分～8時30分
 所 サンパール荒川4階第2集会室 締 7月3日(金) ※当日も午後8時まで会場受付
 申 東京司法書士会北・荒川支部・本間 ☎ 090(8175)1175
 ※(土)・(日)・祝等を除く、午前10時～午後5時

住まいの税務無料相談会

日 7月7日(火) 時 午後1時～4時
 所 区役所北庁舎2階防災街づくり推進課相談室 人3人(申込順)
 関 住まいの購入・売却・相続等の税金の相談
 申 6月22日(月)～7月2日(木)に防災街づくり推進課管理係へ
 ☎ 内線2825

介護

介護保険の更新申請を

関 介護保険被保険者証の認定の有効期間が7月31日(金)で、サービスの継続を希望する方
 申 5月末に送付した申請書を郵送で、できるだけ6月中に〒116-8501(住所不要)荒川区役所2階介護保険課介護認定係へ
 ☎ 内線2433

認知症介護者交流サロン

日 7月4日(土) 時 午後1時～3時

所 荒川山吹ふれあい館2階会議室
 申 銀の杖(荒川区認知症の人を支える家族の会)・江口
 ☎・FAX (3800) 3346

産業・経営支援

事業承継動画セミナー

配信開始日・内 ▶ 7月8日(水)…いちばん優しい事業承継 ▶ 7月15日(水)…譲る側の気持ちと準備すること ▶ 7月22日(水)…後継者が経営者に成長するポイント
 関 経営者・後継者等
 申 事業承継センター株式会社取締役会長・内藤博氏ほか
 配信終了日 8月14日(金)
 視聴方法 配信開始日以降に荒川区ホームページで
 ◆セミナー資料・事業承継ノートを送付
 人30人(申込順) 申 6月22日(月)～8月14日(金)に事業承継センター株式会社へ ☎ (5408) 5506
 ※(土)・(日)・祝等を除く、午前9時～午後6時

関 経営支援課経営支援係
 ☎ 内線459

仕事・人材募集

にこにこサポート協力会員を募集

日常生活にお困りの方に、家事や付き添い等の介助・見守りを行う協

力会員を募集します。
 報酬 750～950円(1時間)
 ※活動内容・時間帯により変動
 ◆説明会
 日 7月21日(火) 時 午後1時30分～3時
 所 荒川区社会福祉協議会3階会議室 人15人(申込順) 締 7月20日(月)
 申 荒川区社会福祉協議会にこにこサポート ☎ (3891) 5180

講座

区民カレッジ特別講演会「南極のこと～日本初の南極探検から110年」

日 8月8日(土) 時 午後1時30分～3時15分
 所 サンパール荒川小ホール
 関 区内在住・在勤・在学中、小学4年生以上の方 人50人(抽選)
 申 元南極地域観測隊隊長・松原廣司氏 締 7月25日(土)必着
 申 往復はがきで、3面上段を参照し①～④の記入事項を、〒116-0002荒川区荒川3-49-1生涯学習センターへ ☎ (3802) 2332

官公署

都立霊園の申込書を配布

日 7月7日(火)まで 申込書の配布
 区役所1階総合案内・戸籍住民課、各区民事務所
 関 公益財団法人東京都公園協会霊園課 ☎ 0570(783)802

国民健康保険のお知らせ

納入通知書を6月中旬に送付しました

令和2年度の国民健康保険料を、平成31年・令和元年中の所得を基に年間の保険料を計算し、6月中旬に送付しました。

※各種税務申告の期限延長のため、前年の所得金額が確定していない方は、保険料に所得情報が反映されていない場合があります。この場合、所得金額確定後に保険料を算定しなおし、保険料額の変更を通知します

■普通徴収(口座振替または納付書による納付)の方

口座振替日(1回目) 6月30日(火)
 納付書による納付 下記のいずれかで納付してください。
 ▶ 1か月ごと(6月～令和3年3月)の納付書
 ▶ 1年分(一括)の納付書

■特別徴収(年金から差し引いて納付)の方

2月の保険料と同額が仮徴収(4月・6月・8月)の徴収額です。10月以降の保険料は、年間保険料額から、4月・6月・8月に仮徴収した額を差し引いた残りを、3回(10月・12月、令和3年2月)に分けて徴収します。

保険料を決定するため、所得の申告が必要です

平成31年・令和元年中に収入がない方は、保険料の均等割額が軽減されることがあります。国民健康保険に加入していない世帯主の方も申告してください。ただし、次に該当する方は必要ありません。

- ▶ 確定申告や住民税等の申告をした
- ▶ 給与から住民税を差し引かれている
- ▶ 年金収入のみで、日本年金機構等から年金の源泉徴収票が送られた
- ▶ 税法上の被扶養者となっている

減額・免除申請ができます

非自発的な理由で失業した方は国民健康保険料の軽減申請を

企業の人員整理や倒産による解雇等の失業で国民健康保険に加入された方は、保険料が軽減されます。本人または世帯主が雇用保険受給資格者証を持参して申請してください。

対象	失業時に65歳未満で、雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇等による離職)または特定理由離職者(雇止め等による離職)として失業給付を受ける方
軽減期間	離職日の翌日の属する月からその翌年度末 ※詳細は、お問い合わせください

保険料を納められなくなった方は国民健康保険料・介護保険料の減額・免除申請を

災害等による重大な損害や事業の休・廃止または失業、長期入院等を理由に収入が著しく減少し、保険料を納められなくなったときは、申請があった月以降の保険料を一定期間、減額または免除できます。収入状況が確認できる書類等を持参して申請してください。

新型コロナウイルス感染症の影響による減免については、8面をご覧ください

申請・問合せ
 ▶ 国民健康保険料 国保年金課国保資格係(区役所1階) ☎ 内線2375
 ▶ 介護保険料 介護保険課資格保険料係(区役所2階) ☎ 内線2441

日 期 日(期 間)
 時 間
 所 会 場・場 所
 対 対 象
 人 定 員
 内 容
 講 師
 持 持 ち 物
 費 用
 締 締 め 切 り
 申 申 込 込 方 法 (申 込 込 先)
 問 問 合 合 せ 先
 電 電 子 子 メール アドレス
 HP ホーム ページ アドレス

水害に備えて日ごろから確認しましょう

問合せ
指定があるもの以外は防災課防災管理係
☎内線492

自宅が浸水するか確認しましょう

荒川が氾濫した場合、区内の大部分が浸水し、水が引くまで長期間かかります。
「荒川区防災地図(水害版)」等で事前に想定される浸水の深さと浸水しない階層を確認しましょう。
※荒川区防災地図(水害版)は区役所3階防災課、各区分事務所で配布しています。荒川区ホームページでも掲載しています

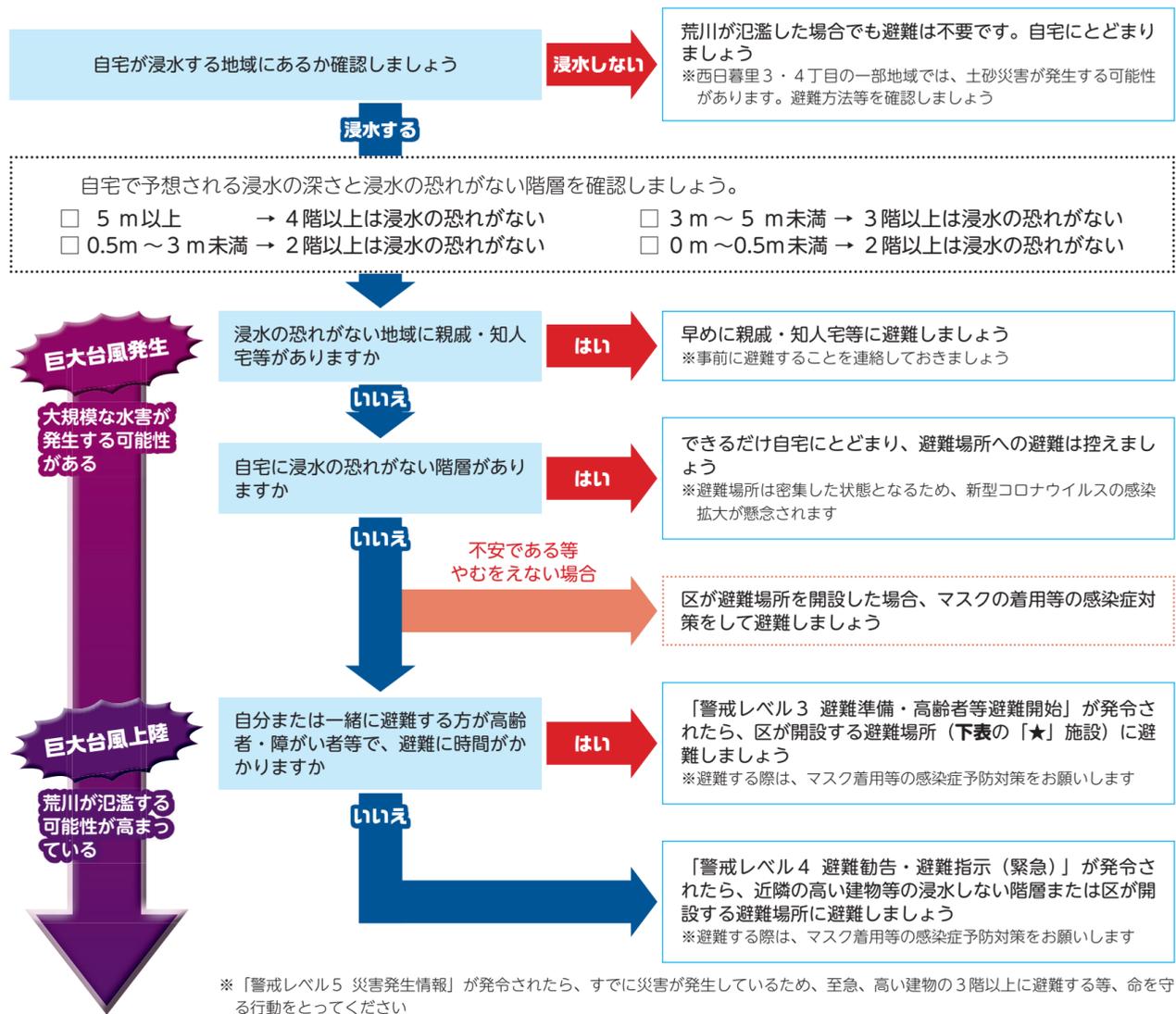


情報の収集方法を確認しましょう

- 避難情報や避難場所の開設情報等を収集する方法を確認しましょう。
- ▶ **荒川区ホームページ、荒川区公式ツイッター・フェイスブック**
区の避難情報や避難場所の開設情報等を発信します。
 - ▶ **荒川区メールマガジン、荒川区防災アプリ**
荒川区メールマガジンの事前登録、荒川区防災アプリのインストールをしておくことで、区が発信する避難情報等を取得できます。
- 登録方法**
- **荒川区メールマガジン**
[116arakawa@sg-m.jp]へ空メールを送信して登録してください。
 - **荒川区防災アプリ**
App Store、Google Playから「荒川区防災アプリ」で検索または、右の二次元バーコードからダウンロードしてください。
※ダウンロードは無料です(通信費は本人負担)
- ▲アプリ画面イメージ
- ▲iOS用 ▲Android用
- ▶ **テレビ**
災害時にテレビリモコンの**d**ボタンを押すと、区が発信する避難情報等を確認できます。事前に使い方を確認しましょう。
また、ケーブルテレビ(11ch)では、テロップ表示で区からの情報を配信します。
 - ▶ **緊急速報メール、エリアメール**
区が発信する避難情報等を、携帯電話等の画面に自動表示します。
 - ▶ **音声による放送**
防災行政無線や安全・安心パトロールカーによる音声放送を行います。

避難方法を確認しましょう

自分がとるべき避難方法を確認しましょう。なお、避難場所は密集した状態となるため、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されます。避難場所の密集回避にご協力をお願いします。



備蓄をしましょう

自宅にとどまる場合に備え、1週間以上を過ごせる量の備蓄をしましょう。普段から食料等を多めに購入し、日常的に消費しながら保存する「日常備蓄(ローリングストック法)」が効果的です。

- ▶ **飲料水(大人1人1日当たり3ℓ)**
- ▶ **食料(大人1人1日当たり3食分)**
- ▶ **携帯トイレ(大人1人1日当たり5回分)**
- ▶ **生活用品(マスク、懐中電灯、カセットコンロ、ライター、ラジオ、ティッシュ、ビニール袋、蓄電池等)**

● 非常持ち出し品を準備しましょう

日ごろから準備しておき、避難するときは持参しましょう。

- ▶ **貴重品(現金、通帳等)**
- ▶ **水・食料(飲料水、非常食等)**
- ▶ **日用品(マスク、ティッシュ等)**
- ▶ **衣類(靴下、着替え等)**
- ▶ **医療品(常備薬、消毒液等)**
- ▶ **その他(ラジオ、モバイルバッテリー等)**



ペットの避難について

区が開設する避難場所のスペースには限りがあります。また、避難する方の中には動物アレルギーがある方もいます。ペットを飼育している方は、事前に浸水しない地域でのペットの避難先の確保や自宅等にとどまる場合に備えた準備をし、避難場所への避難はできるだけ控えてください。やむをえず避難場所に避難する場合は、水や餌、ケージ等を持参しましょう。
※避難所に避難できるペットの種類には制限があります



避難場所を確認しましょう

避難場所は下表のとおりです。日ごろから近隣の避難場所を確認しましょう。
※★は高齢者や障がい者の方の避難を優先する施設です

地区	施設名
南千住	第六瑞光小学校
	瑞光小学校
	★石浜ふれあい館
	第二瑞光小学校
	★南千住ふれあい館
	都立荒川工業高等学校(南千住6-42-1)
	★南千住駅前ふれあい館
	第三瑞光小学校
	南千住第二中学校
	★汐入ふれあい館
汐入小学校	
汐入東小学校	

地区	施設名	
南千住	第三中学校	
	第一中学校	
	第三峡田小学校	
荒川	第二峡田小学校	
	★ゆいの森あらかわ	
	★峡田ふれあい館	
	生涯学習センター・教育センター	
	峡田小学校	
	第九峡田小学校	
	第四中学校	
	★荒川山吹ふれあい館	
	町屋	★町屋ふれあい館

地区	施設名
町屋	第五中学校
	第四峡田小学校
	第五峡田小学校
	大門小学校
	原中学校
東尾久	★荒木田ふれあい館
	第七峡田小学校
	第九中学校
	赤土小学校
西尾久	★アクト21
	★尾久宮前小学校

地区	施設名
西尾久	尾久八幡中学校
	第七中学校
	尾久西小学校
	尾久第六小学校
東日暮里	★西尾久ふれあい館
	★東日暮里ふれあい館
	第三日暮里小学校
	★夕やけこやけふれあい館
	第二日暮里小学校
西日暮里	都立竹台高等学校(東日暮里5-14-1)
	ひぐらし小学校
	諏訪台中学校
西日暮里	★諏訪台ひろば館
	★西日暮里ふれあい館
	第六日暮里小学校

災害時地域貢献建築物の認定を受けませんか

区では、水害時等に近隣住民の一時的な避難場所となる建物を「災害時地域貢献建築物」として認定しています。認定を受けた建物は防災資機材の購入費の助成を受けられます。詳細は、お問い合わせください。

認定対象	新耐震基準(昭和56年6月1日施行)を満たしており、5階建て以上かつ延床面積1000平方メートル以上の建築物
助成対象割合	災害時に避難者の対応等に必要となる防災資機材の購入費用の2分の1(上限50万円)
問合せ	▶ 認定について 都市計画課都市計画担当 ☎内線2812 ▶ 助成について 防災課防災管理係 ☎内線492

情報公開・個人情報保護制度

～令和元年度の運用状況と制度のあらまし

問合せ
 ▶制度全般 総務企画課総務係 ☎内線2212
 ▶請求先案内等 情報提供コーナー(区役所地下1階) ☎内線3719

情報公開制度

区民が、区の持っている情報の公開を求める権利を保障するとともに、明らかに公開できる情報は、請求手続によらず、区が情報提供に努めることを定めたものです。

Q1 情報公開の対象となる情報は？

A 文書、図画、写真、フィルム、電磁的記録で、区職員が組織的に用いるものとして、区が保有しているものです。

Q2 情報公開請求の手続きは？

A 請求したい情報を持っている課へ「情報公開請求書」を提出してください。

Q3 情報公開が決定されるまでの期間は？

A 原則、請求を受け付けた日から15日以内に公開の可否を決定し、その後、書面で通知します。

Q4 情報公開の費用は？

A 区内在住・在勤等の方は無料、それ以外の方は1件当たり300円です。写しが必要な場合は、コピー料金がかかります。

情報公開請求の処理状況

区分		計		
請求件数				180件
請求者	区内	在住者	40件	
		法人等	6件	
		在勤者	0件	
		在学者	0件	
理由明示者		134件		
決定の状況*	公開	全部	62件	
		部分	91件	
	非公開	0件	0件	
		不存在による非公開	17件	
存否応答拒否		0件		
公開の方法	閲覧	0件		
	閲覧および写しの交付	9件		
	写しの交付	144件		
	視聴	0件		

※未決定分は除いています

個人情報保護制度

区が収集する区民の個人情報について取り扱いのルールを定め、自己の個人情報について、開示・訂正等を求める権利を定めたものです。

Q1 保護・開示等の請求の対象となる個人情報は？

A 区が職務上作成・取得した文書、図画、写真、フィルム、電磁的記録に記録されている個人情報が対象です。

Q2 開示等の請求窓口と手続きは？

A 運転免許証等の本人確認ができるものを持参のうえ、自己の個人情報を取り扱っている課や事業所の窓口へ「自己情報開示等請求書」を提出してください。

Q3 開示が決定されるまでの期間は？

A 原則、開示請求を受け付けた日から15日以内に開示の可否を決定します。訂正・削除・目的外利用等の中止の請求については、原則30日以内に請求に応じられるかを決定し、その後、書面で通知します。

Q4 開示請求の費用は？

A 無料です。写しが必要な場合は、コピー料金がかかります。

Q5 個人情報保護制度が、適正かつ円滑に運営されるように、区に意見を述べる機関は？

A 学識経験者等で構成される個人情報保護運営審議会があります。

自己情報の開示等の請求処理状況

区分		計		
請求件数				101件
決定の状況*	開示	全部	38件	
		部分	55件	
	不存在による不開示	6件		
不開示		1件		
開示の状況	閲覧のみ	0件		
	閲覧および写しの交付	1件		
	写しの交付	94件		
	視聴	0件		

※未決定分は除いています

個人情報の利用について (令和2年3月31日現在)

▶個人情報業務登録

区では、個人情報を取り扱う業務を登録しています。個人情報業務登録の総件数は773件です。

▶個人情報の目的外利用・外部提供

区が集めた個人情報は、区民サービスの向上等のため、本人が同意している場合や法令等で定められている場合等に限り、収集目的の範囲を超えて区の内部で目的外利用したり、区の外部に提供したりすることがあります。

コンピューター処理されている主な区の事務の区分と記録されている個人情報項目

区分	個人情報項目
住民記録	住民基本台帳に関する情報(住所、氏名、本籍、性別、世帯構成番号、続柄、生年月日、前住所等) 印鑑登録に関する情報(印影、登録番号等、印鑑の登録・変更年月日等)
税	都・区民税に係る事務(税額、所得の種類と額、納付状況、1月1日現在の住所、納付義務者等)
年金や保険等	国民健康保険・国民年金・介護保険・後期高齢者医療等に関する情報(被保険者の保険証番号、被保険者の年金番号、要介護度、資格取得・喪失事由、保険料、保険料の賦課情報等)
福祉サービス	生活保護に関する情報(保護の種類、扶助費の額、世帯の収入状況、医療保護状況等)
	在宅福祉に関する情報(介護種別、介護の程度、世帯状況、介護人情報等)
健康	手当に関する情報(手当種別、認定年月日、支給区分、支給額、資格喪失事由等)
	手帳等に関する情報(種別、等級、申請理由、障がい名、障がい原因等)
	健診等に関する情報(受診年月日、受診結果、検診種別、国保資格、治療経過等)

※ほかにも、図書貸し出し管理、就学援助、区立幼稚園保育料、私立幼稚園補助金、区功労者、福祉事務(支給・貸与品、医療助成、貸付、施設措置、障害者支援費制度)、選挙事務、中小企業融資あっせん、自転車等駐車場登録、電子申請システムによる申請・届出事務、防犯カメラ記録画像等に関する個人情報があります

情報提供コーナーをご利用ください

情報提供コーナーには、情報公開・個人情報保護制度や区政の資料に関して相談に応じたり、案内する相談員を配置しています。

情報提供コーナー利用状況

区分		計
利用者数		5185人
相談・内容	情報公開等に関するもの	15件
	情報提供に関するもの	325件
資料の提供をしたもの		668冊
刊行物の貸し出し	件数	22件
	冊数	48冊
コピーサービス		1万5209枚

広告

広告内容の問い合わせは各事業所へ

マル経融資

融資限度額
2,000万

審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。また、融資限度額及び返済期間の取り扱いは、2021年3月31日の日本政策金融公庫受付分までとなります。

小規模事業者経営改善資金

国(日本政策金融公庫)の融資制度です。

小規模事業者の皆様の事業資金調達をサポート!

担保・保証人不要
信用保証協会の保証も不要

利率 1.21%
(2020年6月1日現在)

※新型コロナウイルスの影響を受けている事業者についての取り扱い
 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が5%以上減少している場合に、通常の融資条件よりも優遇された金利で、お申込みが可能となっております。

融資限度額 別枠1,000万円

利率 1.21%→0.31%(当初3年間) (2020年6月1日時点)

※特別利子補給制度により、売上高が急減した事業者については当初3年間は実質無利子となります。詳細は下記までお問い合わせください。

融資以外にも様々な経営支援メニュー(無料専門家相談等)がございます。

お気軽にご相談ください。本相談は、経営に関する相談に限定しております。

お問合せ・お申し込みは **東京商工会議所 荒川支部** 荒川区荒川2-1-5 セントラル荒川ビル9階
 営業時間：平日10時～17時 TEL：03-3803-0538

不動産のことなら「ハトマーク」のお店へ



ハトマークは東京都宅建協会のシンボル

ハトマークは、「安心と信頼」のマークです。

宅建協会に加盟する不動産業者は、「安心」「安全」をモットーに、良質な住まいの提供に努めています。

不動産のお困りごと

(売買・賃貸・借地・管理 空家の有効活用 などなど)

「無料相談」要予約!

また、不動産業の新規開業なら「ハトマーク」!!

手厚い開業支援サポートで皆様の開業を強力にバックアップします。



公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会荒川区支部

支部事務局：荒川区町屋1-2-15

電話：03-5855-0091 FAX：03-5855-0093

あらかわキッズ・マザーズコール24 ☎0120(536)883 妊娠中の方や18歳未満のお子さんに関する相談を24時間受け付けます



診療時間 ▶(月)～(金)午後7時～午後10時 ※受け付けは、午後6時30分～午後9時30分
▶(土)午後5時～午後9時 ※受け付けは、午後4時45分～午後8時30分
▶(日)・(祝)午前10時～午後1時、午後2時～午後9時 ※受け付けは、午前9時45分～午後8時30分まで

場所・問合せ 荒川区医師会館1階(西日暮里6-5-3) ☎(3893)1599 **対象** 15歳未満の救急患者(急な発熱等)

休日診療当番医 ※受診の際は、健康保険証を持参してください ※当番医は変更になる場合があります。確認のうえ、受診してください ※小さなおさんは小児科を受診してください

【内科等】 診療時間 ▶昼…午前10時～午後1時、午後2時～5時
▶夜…午後5時～午後9時 ※夜間の受け付けは、午後8時30分まで

小児科は、**荒川区医師会ことどもクリニック(上記)**でも診療しています

期日	昼夜	科目	医療機関名	所在地	電話
6月21日(日)	○	内	荒川生協診療所	荒川4-54-5	(3802)2601
	○	整	町屋整形外科	町屋3-9-12	(3800)2727
	○	内	小島医院	西尾久2-35-1	(3893)7355
	○	内	くれ内科医院	東日暮里3-42-8	(5811)7575
6月27日(土)	○	内・小	大泉クリニック	荒川6-41-4	(3895)7231
	○	内	くれ内科医院	東日暮里3-42-8	(5811)7575
6月28日(日)	○	小	わかずぎ小児科クリニック	荒川7-46-1	(3810)7800
	○	整	堀整形外科医院	町屋1-1-9	(3895)1235
	○	内	佐藤病院	西尾久5-7-1	(3893)6525
	○	内	やたがいクリニック	東日暮里4-6-3	(5850)6166

【歯科】 午前9時～午後4時(電話受け付け)

期日	医療機関名	所在地	電話
6月21日(日)	益戸歯科医院	南千住7-12-12	(3806)3552
6月28日(日)	あらかわ歯科	東尾久1-1-2	(6458)2258

【耳鼻咽喉科】 午前9時～午後5時(診察時間)

期日	医療機関名	所在地	電話
6月28日(日)	かのう耳鼻咽喉科	町屋2-2-21	(3894)3387

問合せ ●荒川区医師会 ☎(3893)2331
●荒川区歯科医師会 ☎(3805)6601
●東京都医療機関案内サービスひまわり<24時間> ☎(5272)0303
●東京消防庁テレホンサービス<24時間> ☎(3212)2323

診療科目 ▶内=内科 ▶小=小児科 ▶外=外科 ▶婦=婦人科 ▶整=整形外科
※記載がない診療科目は、東京都医療機関案内サービスひまわりにお問い合わせください

日曜日柔道整復施術 [施術時間] ▶午前9時～午後1時 ▶午後3時～午後7時

期日	施術所名	所在地	電話
6月21日(日)	千住名倉若林接骨院	東日暮里4-14-4	(3805)2580
6月28日(日)	みさわ整骨院	東尾久1-3-5	(6807)9797

東京都知事選挙

投票日
7月5日(日)
投票時間
午前7時～午後8時

大切な一票を無駄にしないよう、必ず投票しましょう。



期日前投票

投票日当日に投票所に行くことができない方は、期日前投票をご利用ください。

▲明るい選挙のイメージキャラクター・選挙のめいすいくん

時間 午前8時30分～午後8時

会場	期間
区役所1階ロビー	7月4日(出)まで
南千住駅前ふれあい館	6月28日(日)～ 7月4日(出)
荒川総合スポーツセンター	
町屋文化センター	
荒川区シルバー人材センター・荒川授産場	
あらかわ遊園スポーツハウス	
日暮里区民事務所	

不在者投票

▶出張等で区外に滞在している方

滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。
※投票用紙等の請求方法は、お問い合わせください

▶不在者投票ができる病院、老人ホーム等に入院・入所している方

病院長等に申し出ると、その施設内で不在者投票ができます。

郵便等投票

郵便等投票証明書の交付を受けている方は、7月1日(水)までに投票用紙を請求してください。

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎内線3411

リサイクル自転車を販売します

期日 6月25日(木) **販売店** 下表参照 **販売台数** 1店2台程度

店名	所在地	電話番号
ホンダウイングクジライ	南千住5-6-13	(3801)5893
大里サイクル	南千住6-25-3	(3807)6361
渡辺商会	荒川2-15-4	(3802)1851
吉村モータース	荒川2-47-7	(3803)5454
内田輪業	荒川3-32-9	(3806)4751
サイクルショップアライ	町屋3-1-14	(3895)4309

販売価格 8000円
(防犯登録手数料を含む)
※T5マーク(自転車安全整備士が点検整備し、1年間有効)貼付
※売上金の一部は、障がい者福祉施設へ還元されます

問合せ

荒川区社会福祉協議会
☎(3802)2794
FAX(3802)3831

ふれあい館の催し

- 申込期間の指定がない申込順の事業は、6月21日(日)午前9時から、来館・電話で各館へ申し込んでください
- 費用の記載がない事業は無料です

町屋ふれあい館

- ☎(3800)2011
- ◆**メンズヨガ**
日6月27日(土) 時午後1時～2時 対20歳以上の男性 人15人(申込順)
- ◆**初心者成人陶芸教室**
日7月7日・14日・28日(火)(全3回) 時午前10時～正午 対20歳以上の方 人10人(抽選) ¥2000円 締6月27日(土)午後6時まで

荒木田ふれあい館

☎(3800)1981

◆介護者教室

- 日6月27日(土) 時午後1時30分～3時 対中学生以上の方 人12人(申込順) 内摂食・口腔ケア

東日暮里ふれあい館

☎(3807)6383

◆選べるビーズアクセサリ講習会

- 日7月10日・8月14日・9月11日(金)(全3回) 時午前10時30分～正午 対18歳以上の方(高校生は不可) 人6人(申込順) ¥1500円

区民のひろば

費用の記載がないものは無料です

サークル会員募集

- ◆**ソーシャルダンス [New Dream]**
日(月) ※月4回 時▶午後1時30分～4時 ▶午後6時30分～

区民の皆さんの自主的な活動を掲載するコーナーです。お問い合わせのうえ、ご自身の判断で参加してください。

- 8時30分 所アクロスあらかわ等 対女性 人3人 内ソーシャルダンスによるアンチエイジング ¥4000円(月額) 申横田 ☎070(5450)7050

日(期) 時間 所(会場) 場(場) 対(対) 人(人) 定(定) 内(内) 容(容) 講(講) 講(講) 持(持) 持(持) ち(ち) 物(物) 費(費) 用(用) 締(締) 締(締) め(め) 切(切) 申(申) 申(申) 込(込) 方(方) 法(法) (申(申) 込(込) 先(先)) 問(問) 問(問) い(い) 合(合) わ(わ) せ(せ) 先(先) 電(電) 子(子) メ(メ) イ(イ) ル(ル) ア(ア) ド(ド) レ(レ) ス(ス) HP(HP) ホ(ホ) ム(ム) ペ(ペ) ー(ー) ジ(ジ) ア(ア) ド(ド) レ(レ) ス(ス)

新型コロナウイルス感染症関連情報

国民健康保険料・介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合等、一定の基準を満たした方は、申請により国民健康保険料・介護保険料が減免される場合があります。

手続きの方法や必要書類等の詳細は、電話でお問い合わせいただくか、荒川区ホームページをご覧ください。

問合せ

- ▶ **国民健康保険料** …………… 国保年金課国保資格係（区役所1階） ☎内線2375
- ▶ **介護保険料** …………… 介護保険課資格保険料係（区役所2階） ☎内線2441

国民健康保険料

次の**1**または**2**のいずれかに該当する場合

対象

- 1** 新型コロナウイルス感染症で、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- 2** 新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という）の減少が見込まれ、次のすべてに該当する世帯
 - 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である
 - 前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに国民健康保険法施行令第27条の2第1項に規定するほかの所得と区別して計算される所得の合計額が1000万円以下である
 - 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である

介護保険料

次の**1**または**2**のいずれかに該当する場合

対象

- 1** 新型コロナウイルス感染症で、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の第一号被保険者
- 2** 新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という）の減少が見込まれ、次のすべてに該当する世帯の第一号被保険者
 - 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である
 - 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である

収入に不安がある方を狙った悪質商法にご用心

新型コロナウイルスの影響により収入に不安がある方を狙った、副業をかたる詐欺の増加が予想されます。

講師募集と養成講座の販売

事例

「講師募集。資格・経験は必要なし。年収は1000万円に」という広告を見て問い合わせた。資格等がなく不安だったが、「講師養成講座を受講すれば、不安はなくなる。受講料が必要だが、講師になれば受講料以上の高収入を得られる」と説明を受けて契約した。しかし、実際の講義は一般的な内容で、講演先も自分で探さなければならなかった。

ポイント

高額な講座を売りつけることが目的です。このほか、FX取引等のツールや競馬の予想ソフト、転売ビジネスの取引情報等でも相談があります。SNSの広告がきっかけになることも多く、契約後に事業者と連絡が取れなくなるケースもあります。電話等、事業所以外の場所で勧誘されたときは、クーリングオフができる場合があります。また、勧誘時にうその説明等があったときは、契約を取り消すことができる場合があります。契約書や事業者とのメール等は保存しておきましょう。



消費生活センターをご利用ください

- 受付日** (月)～(金) ※祝等は除く
- 時間** ▶午前8時30分～正午 ▶午後1時～4時30分
- 相談専用電話** ☎(5604)7055
- 場所・申込み・問合せ** 消費生活センター（区役所6階）☎内線477
- ※(土)・(日)・(祝)は、消費者ホットライン☎188をご利用ください

感染を防ぐために引き続きご注意を

感染予防には、日常生活の中での感染の危険を避けることが重要です。下記を参考に、一人ひとりが注意しましょう。

今後の日常生活での実践例

- 感染防止の3つの基本を守る
 - ▶ 身体的距離の確保（2m程度） ▶ マスクの着用 ▶ 手洗い
- 人と会話するときはできるだけ相手の真正面を避ける
- 買い物は少人数・短時間で済ませ、レジで並ぶときは間隔を空ける
- 外出時は症状がなくてもマスクを着用する
 - ※ただし、2歳未満のお子さんへの着用は、呼吸や心臓の負担となるため控えましょう
- 帰宅したら手や顔を洗い、できるだけすぐに着替えるかシャワーを浴びる
- 手洗いは石けんを使い30秒程度かけて洗う
- 箸や皿等の共用を控える
- 発症したときのため、会った人や場所を記録する
- 地域の感染状況に注意する

問合せ 保健予防課感染症予防係 ☎内線430

